

立川市非常勤職員給与等支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年12月13日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の公布による。

立川市非常勤職員給与等支給条例の一部を改正する条例

立川市非常勤職員給与等支給条例（昭和36年立川市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項の規定に基づき、議会議員以外の非常勤の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する職員（以下「会計年度任用職員」という。）及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「非常勤職員」という。）の報酬及び費用弁償の支給について定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項の規定に基づき、議会議員以外の非常勤の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する職員（以下「会計年度任用職員」という。）及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「非常勤職員」という。）の報酬及び費用弁償の支給について定めることを目的とする。</p>

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の立川市非常勤職員給与等支給条例第1条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。